

<その3>内面塗装缶のエピクロルヒドリン試験法の改良

研究協力者 大野浩之、鈴木昌子 名古屋市衛生研究所

A. 研究目的

一般に金属缶の試験法における試験溶液の調製法では「液体を満たすことができる試料にあつては、浸出用液を満たし、液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1 cm²につき 2 mL の割合の浸出用液を用いる」とされている。しかし、内面塗装缶のエピクロルヒドリン試験法にかぎっては「液体を満たすことができる試料にあつては、内容量の 20% の n-ペンタンを入れて密栓し、25°C に保ちながら時々振り混ぜて 2 時間放置する。液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1 cm²につき 0.4 mL の割合の n-ペンタンを用い、密栓した容器中で 25°C に保ちながら時々振り混ぜて 2 時間放置する」と規定され、前者の 1/5 量の浸出用液を用いることになっている¹⁾。

この理由としては、パックドカラムを用いるガスクロマトグラフィーによるエピクロルヒドリンの検出感度が 2~3 μg/mL と悪く²⁾、一般的な調製法で溶出を行った場合、基準値の 0.5 μg/mL 以下を測定できないためである。従って、上記のように n-ペンタンに対する金属缶の接触比を 5 倍にして振とう抽出を行い、結果的に浸出用液を 5 倍濃縮したのと同じとなることを利用し、試験溶液中の濃度が 2.5 μg/mL 以下であることを確認することになっている^{2), 3)}。

しかし、この調製法では金属缶を溶出時間内に時々振とうさせなければならず、恒温器の温度管理や n-ペンタンの揮散などの実務上の問題点がみられ、他の金属缶の試験法と同様の調製法が望ましいものと考えられる。

このためにはエピクロルヒドリンの定量下限を 0.5 μg/mL 以下とする必要があるが、現行のパックドカラムによる方法では困難である。

そこで、試験溶液の調製法の整合性を図るため、キャピラリーカラムによるガスクロマトグラフィー及びガスクロマトグラフィー/質量分析について検討し、基準値以下の濃度域を容易に精度良く測定する試験法を確立することを目的とした。

B. 研究方法

1. 試料

内面塗装缶 A~H (表 2): 2 ピース缶 (A、B、E、F、G) は缶と天蓋が分離した状態で、3 ピース缶 (C、D、H) は胴と底蓋が接合され、天蓋のみが分離した状態で搬入された。いずれも東洋製罐(株)より入手した。

2. 試薬及び標準溶液

エピクロルヒドリン: 純度 99% 以上、和光純薬工業(株)製

n-ペンタン: 特級、和光純薬工業(株)製

3. 装置

ガスクロマトグラフ (GC-FID): 島津 GC-14B、水素炎イオン化検出器付き、島津製作所製

ガスクロマトグラフ/質量分析計 (GC/MS): ガスクロマトグラフ HP6890、質量分析計 HP5973、Hewlett Packard 社製

フーリエ変換赤外分光光度計 (FT-IR): FT/IR-5300、日本分光(株)製

多重全反射測定装置: ATR-500/M、日本分光(株)製

恒温器: SHR-100M、三洋電機(株)製

4. GC-FID測定条件

カラム：DB-WAX (0.53 mm i.d. × 30 m、膜厚 1 μm)、Agilent Technologies 社製

カラム温度：50°C (5 min) -10°C/min -100°C -30°C/min -220°C (6 min)

注入口及び検出器温度：220°C、

キャリアーガス：N₂、14 mL/min

メイクアップガス：N₂、40 mL/min

注入量：5 μL

5. GC/MS測定条件

カラム：DB-WAX (0.25 mm i.d. × 30 m、膜厚 0.5 μm)、Agilent Technologies 社製

カラム温度：40°C (2 min) -20°C/min -200°C (5 min)

注入口温度：200°C

インレット温度：220°C

キャリアーガス：He、0.6 mL/min

注入量：1 μL

注入モード：スプリットレス

イオン化電圧：70 eV (EI モード)

測定モード：SIM 及び SCAN

SIM 条件

定量用イオン： m/z 49

確認用イオン： m/z 57、62

SCAN 条件

スキャンレンジ： m/z 25~100

6. FT-IR測定条件

プリズム：KRS-5

反射回数：5回

入射角：45°

分解能：4 cm⁻¹

積算回数：16回

波数領域：400~4600 cm⁻¹

7. 缶コーティングの材質判別

天蓋部、胴部及び底蓋部から試験片を切り取り、多重全反射測定装置を取り付けた FT-IR に装着して内表面の赤外吸収スペクトルを測定し、標準品のスペクトルとの比較に

より判別した。

8. 試験溶液の調製

缶に n-ペンタンを満たし、切口にアルミホイルをかぶせ、さらにポリ塩化ビニル製ラップフィルムを重ねてかぶせ、外側から輪ゴムでとめて密閉³⁾した後、恒温器中 25°C で 2 時間溶出した。

天蓋は 300 mL ビーカーを用い、コーティング面 1 cm² につき 2 mL の割合の n-ペンタンを加え、缶と同様に密閉した後、25°C で 2 時間溶出した。

C. 研究結果及び考察

1. GC-FIDによる測定

内径の異なるポリエチレングリコール系キャピラリーカラム DB-WAX の 3 種類 [(0.25 mm i.d. × 30 m、膜厚 0.25 μm)、(0.32 mm i.d. × 30 m、膜厚 0.25 μm) 及び (0.53 mm i.d. × 30 m、膜厚 1 μm)] を用いて検討した。内径 0.25 及び 0.32 mm のカラムは注入量 2 μL でスプリット比を 1:10 とし、内径 0.53 mm のカラムでは注入量 5 μL を全量注入した。

内径 0.25 及び 0.32 mm のカラムの定量下限は両者ともに 0.3 μg/mL、検量線の直線範囲は 0.3~1.0 μg/mL であった。一方、内径 0.53 mm のカラムでは、感度が向上し、定量下限は 0.05 μg/mL、直線範囲は 0.05~2.5 μg/mL と良好な結果が得られた。また、0.5 μg/mL の標準溶液を用いた 5 回繰り返し測定による変動係数の比較でも、他のカラムが 7.0% 以上であったのに対し、0.53 mm のカラムは 1.8% と高い再現性を示した。

以上のことから、内径 0.25 及び 0.32 mm のカラムでも基準値を測定することは可能ではあったが、より精度良く、基準値の 1/10 まで測定できた内径 0.53 mm のカラムを採用することとした。この測定条件による標準溶液のクロマトグラムを図 1 に示した。エピック

ロルヒドリンの保持時間は6.8分であった。

2. GC/MSによる測定

膜厚の異なるポリエチレングリコール系キヤピラリーカラム DB-WAX の2種類{(0.25 mm i. d. ×30 m、膜厚 0.25 μm) 及び(0.25 mm i. d. ×30 m、膜厚 0.5 μm)} を用いて検討した。膜厚 0.25 μm のカラムでは、エピクロルヒドリンピークはテーリングによりピーク形状が悪く、低濃度域の定量には不向きであったが、膜厚 0.5 μm のカラムを用いると十分に改善したため、後者のカラムを用いることとした。

SIM モードのモニターイオンは上水試験方法⁵⁾に準じて m/z 49、57 及び 62 とした。これらのマススペクトルの強度は m/z 57、49、62 の順序であったが、最も強度が大きかった m/z 57 は n -ペンタン由来のフラグメントイオンの影響を若干受けることが分かった。このため、定量用イオンには n -ペンタンの影響をほとんど受けず、ベースラインが比較的安定していた m/z 49 を用いた。本法の定量下限は 0.02 μg/mL、検量線の直線範囲は 0.02~1.0 μg/mL といずれも良好であった。この測定条件による標準溶液のクロマトグラムを図2に示した。エピクロルヒドリンの保持時間は7.4分であった。

SCAN モードによるエピクロルヒドリンの定性について検討したところ、0.1 μg/mL 以上の濃度域であればライブラリサーチによって確認することが可能であった。図3にエピクロルヒドリンのマススペクトルを示した。

SCAN モードによる定量では m/z 49、57、62 及びトータルイオンの定量下限はいずれも 0.1 μg/mL であった。

3. エピクロルヒドリンの安定性

試験溶液の調製法の溶出条件は25°Cで2時間と定められている。この操作中での揮散や

分解による濃度変化をみるため、試料Dを用いてエピクロルヒドリンの残存率について調べた(表1)。すなわち、缶に標準溶液 0.05 及び 0.5 μg/mL を満たして密閉し、25°Cで2時間放置した後のエピクロルヒドリン濃度を測定して比較した。2時間後の残存率はいずれも 99.9~103.9%の範囲でほとんど濃度変化は認められなかった。また、天蓋についても同様に 103.3~104.9%と良好な結果が得られ、いずれも溶出時間内では安定であることが分かった。

ただし、密閉が不十分な状態で溶出を行った場合、 n -ペンタンの蒸発によって相対的にエピクロルヒドリン濃度が高くなるがあるため、密閉には十分な注意が必要であった。

4. n -ペンタン

和光純薬工業(株)、関東化学(株)及び東京化成工業(株)製の3種類の n -ペンタン(全て特級)を用い、GC-FID 及び GC/MS (SIM) 測定における妨害ピークの有無について調べた。GC/MS 法ではいずれの試薬とも妨害なく測定できたが、GC-FID 法では東京化成工業(株)製 n -ペンタンからエピクロルヒドリンのピーク付近に妨害ピークが認められ、浸出用液として適さないことが分かった。一方、和光純薬工業(株)及び関東化学(株)製はほぼ同様のクロマトグラムを示し、保持時間7.9分に試薬に混在する不純物由来のピークが出現したがエピクロルヒドリンの測定に影響はみられなかった。図4に和光純薬工業(株)及び東京化成工業(株)製 n -ペンタンの GC-FID クロマトグラムを示した。

このことから、GC-FID 法ではあらかじめクロマトグラム上に n -ペンタン由来の妨害ピークがないことを確認する必要がある。今回試料の測定においては、全て和光純薬工業(株)製の特級 n -ペンタンを使用した。

5. 試料の測定

試料A～Hの缶及び天蓋について本法を適用したところ、エピクロルヒドリンはGC-FID及びGC/MS (SIM) のいずれにおいても定量下限以下であった(表2)。

D. 結論

現在のエピクロルヒドリンの公定法は約20年前に制定されたため、パックドカラムによるGC-FID法が規定されている。しかし、この方法は検出感度が悪く、通常の試験溶液の調製では基準値付近の測定を行うことは不可能である。従って、これを補うために変則的な溶出条件が採用されているが、実務分析上、いくつかの問題点を抱えている。

そこで、現在広く使用されるようになってきたキャピラリーカラムやGC/MSを用いる試験法について検討したところ、特別な試験溶液の調製法を行わなくても基準値の1/10以下を容易に精度良く測定することが可能であった。

以上のことから、今回確立したキャピラリーカラムを用いるGC-FID法及びGC/MS法を導入し、エピクロルヒドリン試験法の試験溶液の調製法を以下のように改正することを提案する。

「液体を満たすことができる試料にあつては、*n*-ペンタンを満たして密栓し、25℃に保ちながら2時間放置する。液体を満たすことができない試料にあつては、表面積1 cm²につき2mLの割合の*n*-ペンタンを用い、密栓した容器中で25℃に保ちながら2時間放置する。」

E. 文献

- 1) 食品衛生研究会：平成13年版食品衛生六法、1108～1110 (2000)
- 2) 厚生省生活衛生局：食品衛生検査指針 理化学編、631～633 (1991)
- 3) 村上貴久：食品衛生研究、32、358 (1982)
- 4) 日本薬学会：衛生試験法・注解 2000、618～619 (2002)
- 5) 日本水道協会：上水試験方法 2001年版、538 (2001)

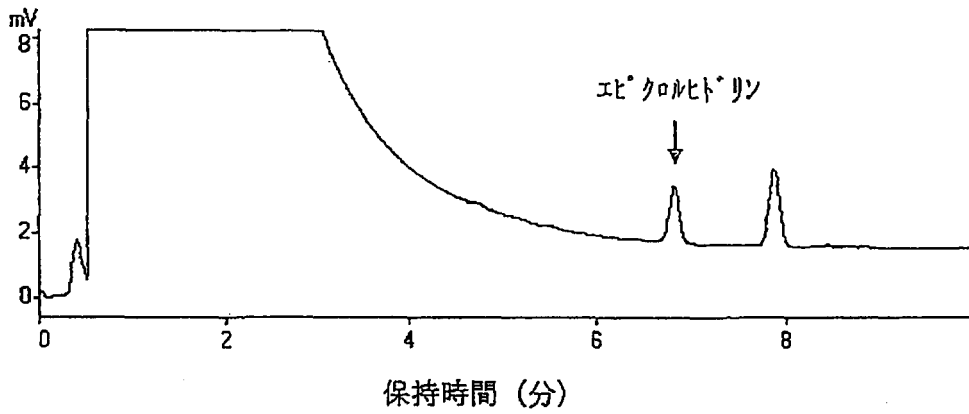


図1 0.5 μ g/mL 標準溶液の GC-FID クロマトグラム

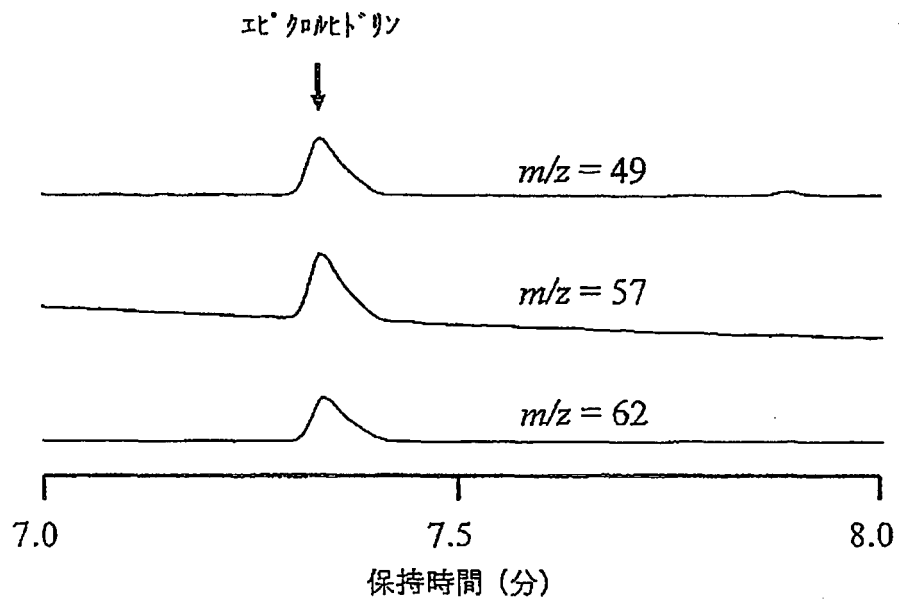


図2 0.5 μ g/mL 標準溶液の GC/MS (SIM) クロマトグラム

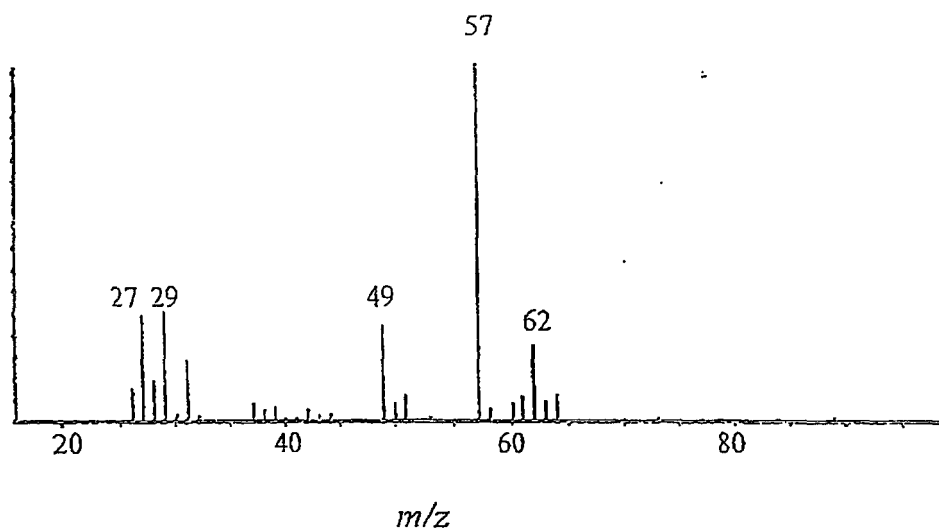


図3 エピクロルヒドリンのマススペクトル

表1. エピクロルヒドリンの安定性

標準溶液 ($\mu\text{g/mL}$)	測定方法	残存率 (%)	
		缶 ¹⁾	天蓋 ²⁾
0.05	GC/MS(SIM)	103.9 \pm 3.6	104.9 \pm 6.1
0.5	GC-FID	99.9 \pm 1.5	103.3 \pm 1.3
	GC/MS(SIM)	102.0 \pm 2.5	104.5 \pm 1.5

$n = 4$

- 1) : 缶 (試料D) に標準溶液を満たし、25°Cで2時間放置した。
- 2) : 天蓋 (試料D) のコーティング面 1cm^2 につき2mLの標準溶液を用い、25°Cで2時間放置した。

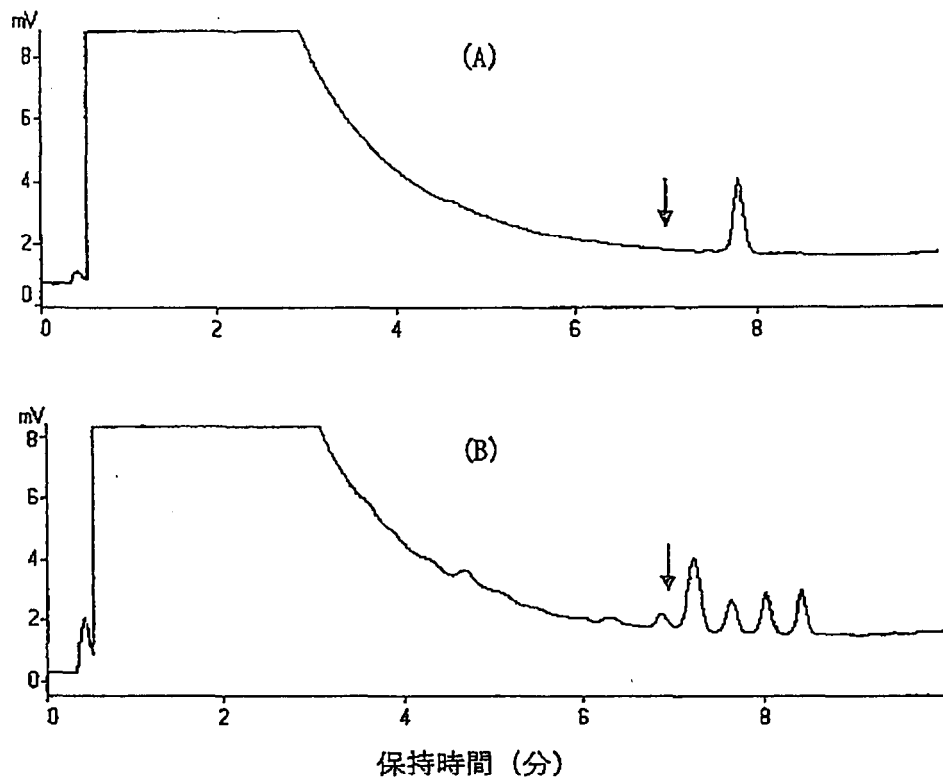


図4 *l*-ペンタンのGC-FIDクロマトグラム

(A) : 和光純薬工業(株)製、(B) : 東京化成工業(株)製

表2. 試料の測定結果

試料	用途	タイプ	内容量 (mL)	材質		内面コーティング			測定結果 ($\mu\text{g/mL}$)				
				缶		天蓋	缶		天蓋	缶 ¹⁾		天蓋 ²⁾	
				胴	底蓋		胴	底蓋		GC-FID	GC/MS (SIM)	GC-FID	GC/MS (SIM)
A	ビール	2ピース缶	360	AL	AL	EP	EP	EP	<0.05	<0.02	<0.05	<0.02	
B	炭酸飲料	2ピース缶	360	AL	AL	EP	PVC		<0.05	<0.02	<0.05	<0.02	
C	レモンティー	3ピース缶	360	ST	ST	AL	EP	EP	EP	<0.05	<0.02	<0.05	<0.02
D	コーヒー飲料	3ピース缶	200	ST	AL	ST	EP	EP	EP	<0.05	<0.02	<0.05	<0.02
E	コーヒー飲料	2ピース缶	200	ST	AL	PET	EP	EP	<0.05	<0.02	<0.05	<0.02	
F	調理食品 (ゆであずき)	2ピース缶	210	ST	AL	EP	EP	EP	<0.05	<0.02	<0.05	<0.02	
G	調理食品 (牛肉味付け)	2ピース缶	180	ST	AL	EP	EP	EP	<0.05	<0.02	<0.05	<0.02	
H	調理食品 (さば味付け)	3ピース缶	210	ST	AL	ST	EP	EP	EP	<0.05	<0.02	<0.05	<0.02

AL : アルミニウム, ST : スチール, EP : エポキシ系樹脂, PET : ポリエチレンテレフタレート, PVC : ポリ塩化ビニル

1) : 缶に*n*-ペンタンを満たして浸出した。

2) : コーティング面 1cm^2 につき2mLの割合の*n*-ペンタンを用いて浸出した。

＜その4＞フェノール試験法の精度向上に関する検討

協力研究者 尾崎麻子、山口之彦、藤田忠雄 大阪市立環境科学研究所

A. 研究目的

食品衛生法のフェノール試験法は、対象とする試料によって4-アミノアンチピリン法と臭素溶液による方法（トリプロモ法）が規定されている。前者は一般の金属缶及びゴム製品のフェノールの溶出試験に採用されている方法で、フェノールと4-アミノアンチピリンをアルカリ性でフェリシアン化カリウム $[K_3Fe(CN)_6]$ の存在下で反応させ、アンチピリン色素を生成させて比色定量する方法である。また、後者はフェノールに臭素を反応させてトリプロモフェノールの黄白色の沈殿の生成を観察する試験法で、ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂、発酵乳用等の合成樹脂塗装した金属缶、発酵乳用等の合成樹脂加工したアルミニウム箔のフェノール溶出試験に適用される。

先に規格が制定されたトリプロモ法は、4-アミノアンチピリン法に比べ感度が著しく劣る。また、用いる臭素が劇物であるという問題点を持つ。

そこで我々は、両試験法を比較し、トリプロモ法が適用されているものについて4-アミノアンチピリン法に代替して問題がないか検討を行った。また、4-アミノアンチピリン法に記載されているホウ酸緩衝液¹⁾が溶解しないことから、適切な緩衝液の濃度を摸索した。

B. 研究方法

1. 試料

ゴム製品、メラミン樹脂、フェノール樹脂を材質として塗装したもの及び乳飲料の金属缶を用いた。

2. 試薬

フェノール、臭素、ホウ酸、水酸化ナトリウ

ム、塩酸、アンモニア水、4-アミノアンチピリン：試薬特級、和光純薬工業㈱製

フェリシアン化カリウム：半井化学薬品㈱製

フェノール標準溶液：フェノールを水に溶解し、1000 $\mu\text{g/ml}$ となるように調製し、必要に応じ希釈して用いた。

臭素溶液：栓にワセリンを塗布した共栓瓶に臭素 2~3 ml を入れ、冷水 100 ml を加え、密栓して振り混ぜその水層を用いた。

4-アミノアンチピリン試液：4-アミノアンチピリン 1.36 g を水に溶かして 1000 ml とした。

フェリシアン化カリウム試液：フェリシアン化カリウム 8.6 g を水に溶かし、強アンモニア試液（アンモニア水）1.8 ml 及び水を加えて 1000 ml とした。

ホウ酸緩衝液¹⁾：第1液；水酸化ナトリウム 4.0 g を水に溶かして 100 ml とした。第2液；ホウ酸 18.5 g を水に溶かして 100 ml とした。第1液9容量と第2液10容量とを混和した。

ホウ酸緩衝液-2：第1液；水酸化ナトリウム 4.0 g を水に溶かして 100ml とした。第2液；ホウ酸 6.18 g を水に溶かして 100 ml とした。第1液9容量と第2液10容量とを混和した。

ホウ酸緩衝液-3：第1液；水酸化ナトリウム 0.4 g を水に溶かして 100 ml とした。第2液；ホウ酸 0.618 g を水に溶かして 100 ml とした。第1液1容量と第2液1容量とを混和した。

3. 装置

pHメーター：株式会社堀場製作所製 M-12

分光光度計：株式会社日立サイエンスシステムズ製 U-2000

4. 試験溶液の調製

それぞれ水を用い、表面積 1 cm^2 あたり溶出

液が 2 ml になるように 60°C で 30 分間溶出させた。ゴム製のほ乳器具は、重量 1 g あたり浸出液が 20 ml になるように 40°C で 24 時間溶出させた。

5. トリブロモ法

試験溶液 5 ml をとり、臭素溶液 5 滴を加えて、一時間放置し、帯黄白色の沈殿が生じたものを陽性とした。

6. 4-アミノアンチピリン法

試験溶液 20 ml をとり、ホウ酸緩衝液 3 ml を加えてよく振り混ぜた後、4-アミノアンチピリン試液 5 ml 及びフェリシアン化カリウム試液 2.5 ml を加え、更に水を加えて 100 ml とし、よく振り混ぜて室温で 10 分間放置した後、波長 510 nm の吸光度を測定した。

C. 研究結果および考察

1. トリブロモ法

フェノール標準溶液を用いて、本法の検出感度を調べた(表 1)。検出感度はおよそ 25 µg/ml であった。

2. 4-アミノアンチピリン法

ホウ酸の溶解度は温度に大きく依存し、10°C で 3.65 g/100 ml、20°C で 4.88 g/100 ml、60°C で 14.9 g/100 ml、80°C で 23.5 g/100 ml である。公定法に記載されている第 2 液(ホウ酸: 18.5 g/100 ml; 3M)を溶解するためには 80°C 近くに温度をあげ、保たなければならないが、これは試験操作上、不可能である。そこで、第 2 液が溶解し、かつ緩衝作用を保つことのできるホウ酸緩衝液の濃度を検討した。第 2 液の濃度を 3M から 1M に変更したものを緩衝液 - 2、第 1 液及び 2 液ともに 0.1M に変更し、さらに混合割合を等量にしたものを緩衝液 - 3 とした。

フェノール標準溶液を用いて試験したところ、図 1 に示すように、緩衝液 - 2 及び 3 を用いた際に発色強度に違いはなく、良好な直線性を示す検量線が得られた。どちらも検出感度は 1

µg/ml であった。また、どちらも試験一日後、色素は安定であった。よって、試薬使用量が低く、混合割合のわかりやすい緩衝液 - 3 がより望ましいと考えられる。そこで、以後の検討は緩衝液 - 3 を用いた。

トリブロモ法の規格基準値は、表 1 よりおよそ 25 µg/ml 前後と概算された。4-アミノアンチピリン法で 1~40 µg/ml のフェノール標準溶液について試験を行ったところ、良好な直線性が得られた(図 2)。

ゴムの試験溶液は、シリコンゴムを除いて水と同じか弱アルカリ性²⁾、そしてシリコンゴムは酸性を示すものがあると報告されている³⁾。そこで、試験溶液の液性が 4-アミノアンチピリン法の発色強度に及ぼす影響について検討した。蒸留水に 0.01 M 塩酸水溶液もしくは 0.01 M 水酸化ナトリウム水溶液を適宜加え、pH 3.0~11.3 に調整した水溶液にそれぞれ 5 µg/ml となるようにフェノールを添加し、発色強度を比較した。その結果、図 3 に示したように、pH 3.0~8.5 では発色強度は一定であったが、pH 8.5 を超えると強度が低下する傾向が見られた。よって、酸性の場合は問題ないが、溶出液が強いアルカリ性を示した場合は注意が必要である。

そこで、4-アミノアンチピリン法が適用されているゴム製品(シリコンゴム製 2 試料、イソプレンゴム、エチレンプロピレンゴム、ニトリルゴム)と、トリブロモ法が適用されているメラミン樹脂(2 試料)、フェノール樹脂(2 試料)及び乳飲料の金属缶(2 試料)の溶出液の pH を測定した。その結果、ゴム製品の pH は 6.2~7.0、その他の試料は pH 5.9~7.9 と全てがほぼ中性であり、強い酸性及びアルカリ性を示す試料はなかった。

この内、4 試料について 4-アミノアンチピリン法で添加回収試験を行った(表 2)。4 試料とも、無添加時は検出限界未満(1 µg/ml 未満)であった。それぞれ 5 及び 25 µg/ml となるよ

うに添加したときの回収率は、99～109%及び95～102%と良好であった。

D. 結論

トリブロモ法は検出感度が悪く、反応終結に時間がかかる。その上劇物に指定されている臭素を使用するので、クリーンアナリシスの観点からも好ましくない。今回我々は、トリブロモ法を感度の良い4-アミノアンチピリン法に代替可能か検討を行った。また、4-アミノアンチピリン法に記載されているホウ酸緩衝液が溶解しないことから、適切な緩衝液の濃度について検討した。

- ① トリブロモ法及び4-アミノアンチピリン法の検出感度はそれぞれ25及び1 µg/mlであった。また、4-アミノアンチピリン法では1～40 µg/mlの範囲で検量線に直線性が得られた。
- ② 4-アミノアンチピリン法が適用されているゴム製品、トリブロモ法が適用されているホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂及び発酵乳用等の合成樹脂塗装した金属缶について、4-アミノアンチピリン法で添加回収試験を行ったところ、回収率は、95～109%と良好であった。
- ③ 4-アミノアンチピリン法に適切なホウ酸緩衝液濃度を検討したところ、ともに0.1Mの第1液、2液を等量混合した緩衝液を用いて、良好に測定することができた。

以上より、トリブロモ法をそのまま4-アミノアンチピリン法に代替することは問題ないと考えられる。但し、ホルムアルデヒドを製造原料とする器具・容器包装におけるフェノールの規格基準は帯黄白色の沈殿を生じてはならないとしているが、これはほぼフェノール25 ppmに相当する。そこで、基準値を「検出してはならない」から、25 ppm以下またはゴム製器具・容器包装と同様に5 ppm以下に変更することが

必要と考えられる。

さらに、フェリシアン化カリウム試液の調製に用いる強アンモニア試液は、アンモニアを約28%含むアンモニア水を指している。しかし、強アンモニア試液という名称は、器具・容器包装や添加物の規格基準の試液の項には記載されておらず、添加物等の他の試験法ではアンモニア水と記載されている。よって、本試験法においても、記載をアンモニア水に変える必要がある。

E. 参考文献

- 1) 厚生省告示第370号、食品・添加物等の規格基準、昭和34年12月28日
- 2) 馬場二夫、楠本一枝、水谷泰久：食品衛生学雑誌、20 (5)、396-401 (1979)
- 3) 馬場二夫、楠本一枝、水谷泰久：食品衛生学雑誌、20 (5)、332-337 (1979)

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 六鹿元雄、河村葉子、渡辺悠二、米谷民雄、食品衛生学雑誌、44、26-31 (2003)

2. 学会発表

- 1) 金子令子、船山恵市、羽石奈穂子、鎌田国広：日本食品衛生学会第84回学術講演会 (2002. 11)
- 2) 柿本幸子、池辺克彦、堀伸二郎：日本食品衛生学会第85回学術講演会 (2003. 5)

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

3. その他

表1 トリブロモ法による試験法の感度

判定	フェノール (μg/ml)						
	20	25	30	35	40	45	50
	陰性	陽性	陽性	陽性	陽性	陽性	陽性

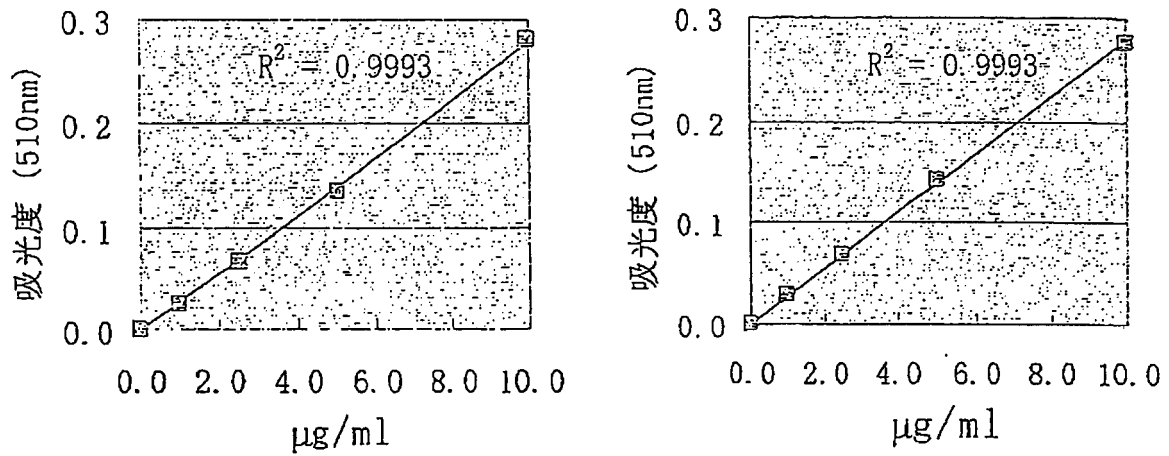


図1 緩衝液 - 2 (左) 及び3 (右) を用いた時の4 - アミノアンチピリン法による検量線

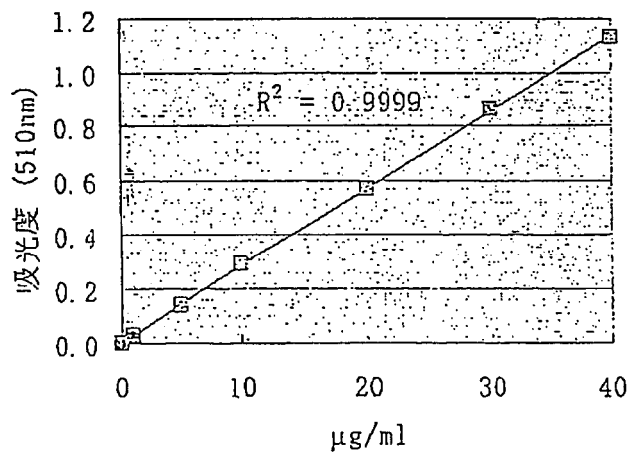


図2 緩衝液 - 3を用いた時の4 - アミノアンチピリン法による検量線

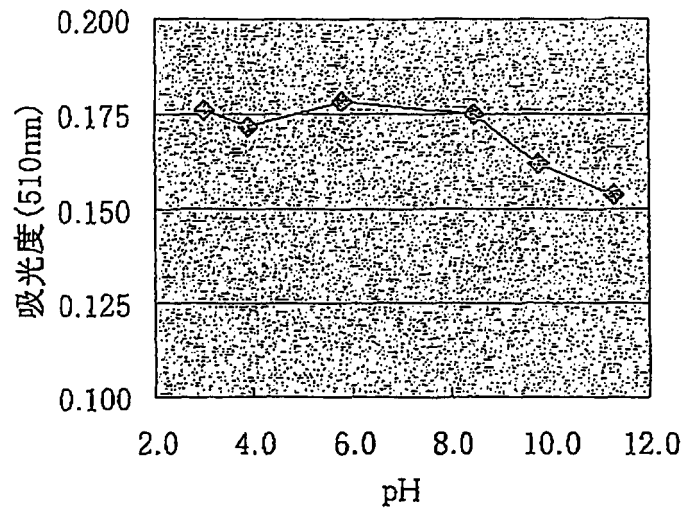


図3 異なるpHの水溶液を用いた時の4-アミノアンチピリン法における発色強度

表2 4-アミノアンチピリン法によるフェノールの添加回収率

試料	添加量 ($\mu\text{g/ml}$)	添加回収率 (%)
シリコンゴム 乳首	5	99 \pm 1.6
	25	95 \pm 1.5
メラミン樹脂 飯椀	5	101 \pm 8.0
	25	101 \pm 4.9
フェノール樹脂 汁椀	5	109 \pm 2.0
	25	102 \pm 1.7
乳飲料金属缶	5	109 \pm 3.1
	25	101 \pm 5.8

n=3, 平均値 \pm SD